

第49回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都品川区東品川四丁目10番1号
コナミスポーツクラブ本店

＜ご来場を検討されている株主様へのお願い＞
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様のご来場をいただくことなく**当社役員のみで開催**させていただきたく存じます。書面またはインターネット等により議決権行使をいただき、**株主総会当日にご来場されないよう、ご理解とご協力のほど何卒お願い申し上げます。**

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

コナミホールディングス株式会社

証券コード：9766

目次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	10
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	14
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	15
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

証券コード：9766

2021年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目11番1号
コナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 東尾公彦

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の猛威は一向に収まる気配が見えず、昨年来三度の緊急事態宣言が発出されるに至り、医療や経済への影響が深刻化してきております。このような状況に対処するため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、株主様の安全を第一に考え、株主の皆様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考えたうえでの判断でございますので、何卒株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2021年6月23日（水）午後5時までに議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、株主様からは事前に質問を受け付けたうえで、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。事前質問の具体的な手続きにつきましては、同封の「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当社株主総会における対応について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目10番1号
 コナミスポーツクラブ本店

前記のとおり、株主様の安全を第一に考え、**株主様にはご来場されないようお願い申し上げます。**本株主総会は、**株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく**、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第49期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

<株主様へのお願い>


- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.konami.com/ir/ja/stockbond/stockholderinfo/meeting.html>)より、発信する情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使いただきたくお願い申し上げます。


- ・「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・機関投資家の皆様は、当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

当社ウェブサイト
<https://www.konami.com/ir/ja/stockbond/stockholderinfo/meeting.html>

【議決権行使についてのご案内】

議決権の行使には以下2つの方法がございます。

書 面 (郵 送)

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。※
行使期限
2021年6月23日（水） 午後5時到着分まで

インターネット

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
行使期限
2021年6月23日（水） 午後5時入力完了分まで

※ 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

重複して行使された議決権行使の取り扱いについて

- ・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



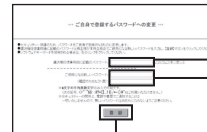
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (平日 9:00~17:00)

インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い必要となる、監査等委員会及び監査等委員となる取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は12名以内とする。	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は12名以内とする。
(新設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社の取締役会は、その決議によって取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</p>	<p>(選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2年後の定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条および第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条および第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第5章 監査役および監査役会</p>	(削除)
<p>(監査役の員数)</p>	(削除)
<p>第28条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	(削除)
<p>第29条 当社の監査役は株主総会において選任する。</p>	
<p>2. 当社の監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	(削除)
<p>第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する</p>	
<p>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤監査役)</p>	(削除)
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>第32条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、</p>	
<p>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>	
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規則)</p>	(削除)
<p>第33条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第30条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) 第31条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当会社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	上 月 景 正 (1940年11月12日生)	1969年 3月 コナミ創業 1973年 3月 コナミ工業株式会社設立 1987年 6月 当社代表取締役会長 現任 <重要な兼職の状況> 一般財団法人上月財団理事長	168,349株
2	東 尾 公 彦 (1959年9月24日生)	1997年 9月 当社入社 2005年 6月 当社取締役 2018年 1月 当社取締役兼執行役員副社長（管理責任者） 2019年 6月 当社代表取締役副社長 2020年 4月 当社代表取締役社長 現任 2020年 4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役会長 現任 2020年 4月 Konami Corporation of America取締役会長 現任 2020年 7月 Konami Gaming, Inc取締役会長 現任 <重要な兼職の状況> 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	29,603株
3	早 川 英 樹 (1970年6月17日生)	1996年 9月 当社入社 2015年 4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役社長 現任 2017年 6月 当社執行役員 2020年 6月 当社取締役 現任 <重要な兼職の状況> 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役社長 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長 一般社団法人日本eスポーツ連合理事	1,367株
4	沖 田 勝 典 (1968年2月1日生)	1990年 4月 当社入社 2016年 8月 株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長 現任 2017年 6月 当社執行役員 2020年 6月 当社取締役 現任 <重要な兼職の状況> 株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長 一般社団法人日本アミューズメント産業協会理事 日本電動式遊技機工業協同組合監事	15,152株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まつうらよしひろ 松浦芳弘 (1983年3月22日生)	2005年4月 当社入社 2009年6月 当社那須事業所総支配人 2013年1月 当社社長室長 2017年6月 当社取締役 現任 2019年8月 当社秘書室長 現任	1,823株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式の数には、コナミ役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
3. 当社グループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことになる損害賠償金または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは免責事由とすることにより、役員等の職務の執行に適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社グループの役員及び執行役員等の主要な業務執行者です。

当該保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。

契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 新任	弦間明 (1934年8月1日生)	1997年6月 株式会社資生堂代表取締役社長 2001年6月 同社代表取締役執行役員会長 2004年6月 当社取締役 現任 2013年4月 株式会社資生堂特別顧問 現任 <重要な兼職の状況> 株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役(監査等委員)	8,000株
2 新任	山口香 (1964年12月28日生)	2007年4月 武蔵大学人文学部教授 2008年4月 筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授 2011年10月 筑波大学体育系准教授 2014年6月 当社取締役 現任 2018年1月 筑波大学体育系教授 現任 <重要な兼職の状況> 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 日本BS放送株式会社社外取締役	4,789株
3 新任	久保公人 (1956年10月17日生)	1980年4月 文部省(現 文部科学省)入省 2007年7月 文部科学省大臣官房審議官(高等教育担当) 2012年1月 同省スポーツ・青少年局長 2016年4月 学校法人尚美学園理事長 兼 尚美学園大学学長 現任 2017年6月 当社取締役 現任	1,858株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式の数には、コナミ役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
3. 弦間明、山口香及び久保公人の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は現に当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、弦間明氏が17年、山口香氏が7年、久保公人氏が4年となります。
4. 当社は、弦間明、山口香及び久保公人の3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。3氏の選任をご承認いただいた場合、当社は3氏を引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社グループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことになる損害賠償金または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは免責事由とすることにより、役員等の職務の執行に適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社グループの役員及び執行役員等の主要な業務執行者です。

当該保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。

契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

6. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 弦間明氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績、見識を有し、また他社において業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員）を経験されていることから、当社においても社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。

山口香氏は、女子柔道界の先駆者として過去に多くの国際大会で数々の実績を取め、また現在は国立大学で教鞭を執る傍らスポーツや教育に関する様々な提言を行われております。これらの豊富な経験と知見は、より多様な視点が求められる当社取締役会の運営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。

久保公人氏は、文部科学省で重要な役職を歴任し、また現在は学校法人の理事長を務めております。教育・文化・スポーツに関する豊富な経験と知見を有しており、より多様な視点が求められる当社取締役会の運営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。

山口香氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

久保公人氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、学校法人の理事長として学校法人の経営に関与しており、上記理由とあわせ、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役弦間明、山口香及び久保公人の3氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、1999年6月25日の第27回定時株主総会において、年額8億7,500万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額については、当社取締役の役割や責任も増大しており、その中で多様かつ優秀な人材を確保し続けるためには、企業規模に応じた適切な報酬水準を設定する必要があること、更には社会情勢等諸般の事情も考慮して、従前同様年額8億7,500万円以内とさせていただきますたく存じます。

なお、当社は固定報酬のみで、業績連動報酬等や非金銭報酬等は導入しておりません。また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の当社取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、社会情勢等諸般の事情も考慮して年額9,850万円以内とさせていただきますたく存じます。

なお、監査役会設置会社当時は、監査役の報酬額は、1999年6月25日開催の第27回定時株主総会において年額9,850万円以内とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界各国で社会経済活動が制限され、景気は停滞基調となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、先行きは極めて不透明な状況が続いており、景気回復には時間を要する展開が想定されます。

このような状況のもと、デジタルエンタテインメント事業においてモバイルゲーム、家庭用ゲーム、カードゲームそれぞれの分野において製品・サービスが堅調に推移し、新型コロナウイルス感染拡大による休業措置や国内外の経済活動の停滞などによる影響を受けた事業があるものの、売上高は増収となり、事業利益は過去最高益となりました。また、営業利益、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益ともに増益となりました。

なお、当連結会計年度より、売上高及び営業収入より売上原価、販売費及び一般管理費を控除した利益区分の名称を「事業利益」としております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,726億5千6百万円（前連結会計年度比3.7%増）、事業利益は641億6千4百万円（前連結会計年度比44.8%増）、営業利益は365億5千万円（前連結会計年度比18.0%増）、税引前利益は355億8千1百万円（前連結会計年度比17.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は322億6千1百万円（前連結会計年度比62.2%増）となりました。

事業部門別の状況

(デジタルエンタテインメント事業)

エンタテインメント市場におきましては、モバイル端末や家庭用ゲーム機器などの各種デバイスの高性能化、次世代通信システムのサービス開始により、ゲームコンテンツの今後の展開が期待されております。また、時代の変化に伴い、個人消費において「豊かな経験や体験による日々の充実」への志向が高まっております。ゲーム業界ではゲームをスポーツ競技として捉えるeスポーツが認知され、ファン層を拡大するなど、コンテンツの新しい楽しみ方が広がっております。

このような状況のもと、当事業のモバイルゲームでは、グローバル市場において、「eFootball ウイニングイレブン 2021」（海外名「eFootball PES 2021」）と、「遊戯王 デュエルリンクス」が牽引いたしました。また、Apple Arcadeにて配信中の「Frogger in Toy Town」（フロッガー イントイタウン）で大型アップデートを実施しております。

国内市場では、「プロ野球スピリッツA（エース）」が好調に推移したほか、「実況パワフルプロ野球」等のタイトルも引き続きお客様にご好評いただいております。中でも、「実況パワフルプロ野球」では、魅力の1つである「サクセス」モードのストーリーをより多くの方に楽しんでいただけるようにWEBアニメとして配信を開始いたしました。

カードゲームでは、「遊戯王トレーディングカードゲーム」のグローバル展開を継続して進め、コロナ禍でも国内外で厚いご支持をいただきました。また、「遊戯王ラッシュデュエル」では、最新テレビCMの放映に合わせて各種キャンペーンを実施し、小学生を中心とした若い世代のお客様向けに訴求し続けながら展開しております。

家庭用ゲームでは、「桃太郎電鉄 ～昭和 平成 令和も定番！～」がネットコンテンツや各メディアで多くのお客様から注目を集め、累計出荷本数が300万本を超える勢いで順調に推移しております（5月時点では300万本を突破）。また、Facebookが提供するVRゲームシステム「Oculus Quest」シリーズの対応タイトル第1弾としてVRバンド演奏ゲーム「BEAT ARENA」を発売いたしました。Nintendo Switch™向けには、「ソロモンプログラム」のダウンロード版を、基本プレー無料にて配信を開始しております。さらに、プロ野球スピリッツシリーズ最新作となる「eBASEBALLプロ野球スピリッツ2021 グランドスラム」と、「遊戯王ラッシュデュエル 最強バトルロイヤル!!」を2021年夏に発売することを発表いたしました。加えて、ボンバーマンシリーズ最新作「スーパーボンバーマン R オンライン」のダウンロード版を、マルチプラットフォーム向けに配信することを決定しております。

eスポーツでは、「東京eスポーツフェスタ2021」の大会実施タイトルとして「eBASEBALLパワフルプロ野球2020」が採用され、オンライン上で熱戦が繰り広げられました。また、一般社団法人日本野球機構（NPB）と共催する「eBASEBALL プロリーグ」の2020シーズンでは、「eクライマックスシリーズ」と「e日本シリーズ」を実施し、日本一を決定いたしました。さらに、「桃太郎電鉄 ～昭和 平成 令和も定番！～」を使用し、対戦するゲーム大会「桃鉄GP（桃太郎電鉄グランプリ）」にて、著名人限定のエキシビジョンマッチを開催し、大きな盛り上がりを見せました。加えて、ウイニングイレブン公式のeスポーツ大会「eFootball League 2020-21シーズン」で、プロリーグ「eFootball.Pro」と、全プレイヤーが参加可能な「eFootball.Open」の2大会のリーグ予選を引き続き開催しております。

以上の結果、当事業の連結売上高は2,041億8千5百万円（前連結会計年度比33.1%増）となり、事業利益は734億4千6百万円（前連結会計年度比70.0%増）となりました。

（アミューズメント事業）

アミューズメント市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、アミューズメント施設の臨時休業に伴い機器販売及び、e-amusement participation（レベニューシェア）に影響が生じました。国内施設においては、昨年の緊急事態宣言解除・都道府県の休業要請解除を経て営業が再開され、来場者も徐々に回復基調ではありますが、先行きは不透明な状況となっております。海外においては依然として市場の回復には時間を要する見通しです。

このような状況のもと、当事業のアミューズメント施設向けビデオゲームでは「武装神姫 アーマードプリンセスバトルコンダクター」が稼働を開始しているほか、「SOUND VOLTEX」シリーズの最新モデル「SOUND VOLTEX -Valkyrie model- (サウンドボルテックス ヴァルキリーモデル)」を発売いたしました。また、「FORTUNE TRINITY」シリーズの最新作「FORTUNE TRINITY 精霊の至宝祭 (フォーチュントリニティ せいれいのしほうさい)」、「アニマロッタ」シリーズの最新作「アニマロッタ アニマと星の物語」が稼働を開始いたしました。アーケードゲームをPCやスマートフォンでいつでも楽しむことができるサービスの「コナステ (KONAMI AMUSEMENT GAME STATION)」においては、音楽ゲーム「pop'n music Lively」、「GITADORA」、「ノスタルジア」、メダルゲーム「コナステメダルコーナー」の配信を開始いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は176億3千6百万円（前連結会計年度比25.6%減）となり、事業利益は24億1千3百万円（前連結会計年度比54.8%減）となりました。

(ゲーミング&システム事業)

ゲーミング市場におきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う各国政府による拡散防止措置により、カジノ施設は昨年3月以降一部地域を除き休業を余儀なくされておりました。しかし、一定の制限は残るものの米国の大部分のカジノ施設が段階的に営業を再開するなど、回復の兆しが見え始めています。渡航制限の継続など、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、市場は徐々に回復してくる見込みであります。

このような状況のもと、当事業のスロットマシンでは、「J」カーブディスプレイを特徴とする新型筐体「DIMENSION 49J™ (ディメンション フォーティーナイン ジェー)」をパーティシペーション (レベニューシェア) 専用筐体として市場に投入したほか、主力商品のアップライト筐体「KX 43™ (ケイ エックス フォーティースリー)」、「DIMENSION 27™ (ディメンション トゥウェンティーセブン)」及び「DIMENSION 49™ (ディメンション フォーティーナイン)」の各種筐体の販売、及びパーティシペーション収入を計上しました。また、カジノマネジメントシステムでは、北米と豪州ともに、大手オペレーターへの「SYNKROS® (シンクロス)」納入が引き続き進んだことに加え、新規に契約を獲得いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は166億4千3百万円（前連結会計年度比41.4%減）となり、事業損失は20億7千7百万円（前連結会計年度は17億8千2百万円の利益）となりました。

(スポーツ事業)

スポーツ市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた外出自粛やテレワークの推進に伴い、運動不足やストレスが心身に悪影響をきたす健康二次被害の懸念が社会課題になりつつある中、新しい生活様式に沿って、安心・安全にスポーツに取り組むことができるよう、衛生管理の強化や新たな健康サービスの提供が求められております。

このような状況のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う政府による緊急事態宣言の発出や地方自治体からの休業要請などを受け、スポーツクラブ直営施設及び受託施設の臨時休館や営業時間の短縮等により売上高は減少いたしました。その中で、業界団体である一般社団法人日本フィットネス産業協会（FIA）が定めるガイドラインの遵守に加えて、自社基準による感染拡大防止策を講じており、新型コロナウイルスの不活性化が確認されたオゾンによる除菌の実施や、スタジオプログラムのWEB予約、施設の混雑状況のWEB公開など、感染拡大防止や3密防止につながる取り組みを導入し、お客様と従業員の安心と安全を最優先とした運営を推進いたしました。

受託施設においても、地方自治体や契約法人などの要請により、施設の臨時休館や営業時間の短縮などを余儀なくされましたが、これまで培った運営・指導のノウハウや実績を活かし事業拡大を進めており、新規に川崎市民プラザ（神奈川県川崎市）、堺市家原大池体育館（大阪府堺市）、大分市大洲総合体育館（大分県大分市）、船橋市運動公園及び法典公園（千葉県船橋市）の業務受託運営を開始いたしました。

その他、施設利用に不安のある方や、自宅でスポーツに取り組む機会の増加など、様々なニーズに対応すべく、コナミスポーツクラブオリジナル動画の無料配信や、アプリと連動した家庭用新型フィットネスバイク「エアロバイク EXS」、オリジナルプロテイン「アスポディ」の販売を開始し、公式オンラインショップにて多彩なホームフィットネス商品を揃えるなど、商品・サービスの充実を図りました。

なお、当事業では不採算店舗の撤退等による固定費削減を実施し、コスト構造の変革に取り組んでおります。この一環として、2021年2月に直営施設9店舗の営業を終了するとともに、同5月にはさらに16店舗を閉店することを決定いたしました。引き続き、収支改善に向けてコスト構造の変革に取り組んでまいります。

以上の結果、当事業の連結売上高は364億9百万円（前連結会計年度比38.3%減）となり、事業損失は58億7千3百万円（前連結会計年度は3千3百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額239億7千4百万円となりました。その主なものは、ゲームコンテンツ制作費に係る支出、スポーツクラブ施設等への投資及び制作・製造関連機材の購入等によるものであります。

資金調達につきましては、無担保社債総額600億円を発行いたしました。引き続き機動的な事業運営に対応できるよう、十分な手元流動性と資金調達枠の確保に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（国際会計基準）

	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高及び営業収入(百万円)	239,497	262,549	262,810	272,656
営業利益(百万円)	45,181	50,522	30,972	36,550
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	30,507	34,196	19,892	32,261
基本的1株当たり当期利益(円)	225.59	252.86	147.26	242.17
資産合計(百万円)	363,108	378,037	419,134	489,006
親会社の所有者に帰属する持分合計(百万円)	253,782	275,627	268,141	298,727

② 当社の財産及び損益の状況の推移（日本基準）

	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (当期) (2021年3月期)
営業収益(百万円)	16,443	24,870	38,747	52,495
経常利益(百万円)	13,590	21,989	35,983	50,153
当期純利益(百万円)	13,710	21,860	35,286	13,909
1株当たり当期純利益(円)	101.38	161.65	261.23	104.41
総資産(百万円)	241,444	243,568	278,767	329,278
純資産(百万円)	215,475	223,972	238,758	248,728

(4) 対処すべき課題

(事業環境の急速な変化への対応)

当社グループが事業展開しております「デジタルエンタテインメント事業」、「アミューズメント事業」、「ゲーミング&システム事業」、「スポーツ事業」を取り巻く環境においては、各国の景気動向から生じる消費意欲や消費行動の変化、各種規制の改廃等に対する対応力が求められます。また、ネットワーク環境整備が進む中で、ユーザーの様々な情報が共有されるようになり、嗜好の多様化とともにコミュニティの形成が進んでおります。今後も、世界的な技術革新が進み、新技術の社会実装の進展は、人々の生活や価値観を大きく変貌させ、ビジネスモデルのイノベーションが活発に進むなど、急速なトレンドの変化が想定されます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については、緊急事態宣言やワクチン接種の進展等の要因に左右され、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、社会構造の変化、新たな消費意欲や消費行動の変化に対応し、常に時代の波頭を捉えた革新的な製品、サービスを世界中に提供することで、持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

(収益性の向上と成長分野への経営資源投入)

デジタルエンタテインメント事業においては、ネットワークを介したエンタテインメントの急速な普及により、ゲームに親しんでいただける機会が増加し、そのニーズも一層多様化するものと考えております。これらの「多様性」が求められる中、ゲームコンテンツを通じてそれぞれのデバイスの特性に合わせた遊び方を提案し、最適な経営資源の投入を図ってまいります。

アミューズメント事業においては、事業を取り巻く各種規制の改廃等への柔軟な対応と、遊び方やユーザー嗜好の変化に応じて、長年培ってきたエンタテインメントのノウハウを活かした製品を提供し、市場シェアの拡大に努めてまいります。また、製造効率と製造品質の継続的な向上を追求すると同時に、海外ビジネスの拡大に注力してまいります。

ゲーミング&システム事業においては、カジノが合法化されている国と地域は年々増加傾向にあり、オンラインゲーミング市場も成長を続ける中で、メーカー間の競争も激しさを増す市場環境にあります。今後、世界的な技術革新の進展に伴い、新技術を先取りした製品への応用や、新しいビジネスモデルの創出等、市場におけるプレゼンスを高め、継続的な成長の実現に向けた取組みを推進してまいります。

スポーツ事業においては、新しい生活様式に対応した安全・安心なサービスが求められております。ますます多様化する生活環境の中で、皆様の日常において、スポーツに取り組むことができる機会を増やしつつ、各地域社会における学校スポーツ支援や自治体向け健康増進支援等にも取り組んでまいります。

「エンタテインメント」と「スポーツ」の2つの分野で商品・サービスを提供する当社グループにとってビジネスを展開するマーケットが大きな広がりを見せており、成長する機会がますます増えております。また、企業としての長期的な成長を目指すことに加え、社会の持続的な発展という観点からESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の重要性も高まっております。こうした中で当社グループは、事業の成長と持続可能な社会の実現の両立に向け、最適な経営資源の投入を図り、社会から常に期待され、必要とされる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当企業集団の主要な事業内容は次のとおりであります。

- ① デジタルエンタテインメント事業 モバイルゲーム、カードゲーム、家庭用ゲーム等のデジタルコンテンツ及びそれに関わる製品の制作、製造及び販売
- ② アミューズメント事業 アミューズメントマシンの制作、製造及び販売
- ③ゲーミング&システム事業ゲーミング機器及びカジノマネジメントシステムの制作、製造、販売及びサービス
- ④ スポーツ事業 フィットネス、スイミング・体操・ダンス・サッカー・テニス・ゴルフなどのスクール運営及びスポーツ関連商品の制作、販売

(6) 企業集団の主要拠点等（2021年3月31日現在）

持株会社：

当社（東京都中央区）

国内事業会社：

株式会社コナミデジタルエンタテインメント（東京都中央区）

株式会社コナミアミューズメント（愛知県一宮市）

コナミスポーツ株式会社（東京都品川区）

株式会社インターネットレボリューション（東京都中央区）

海外事業会社：

Konami Digital Entertainment, Inc.（アメリカ）

Konami Cross Media NY, Inc.（アメリカ）

Konami Gaming, Inc.（アメリカ）

Konami Australia Pty Ltd（オーストラリア）

Konami Digital Entertainment B.V.（イギリス）

Konami Digital Entertainment Limited（香港）

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルエンタテインメント事業	2,067名	121名増
アミューズメント事業	909名	43名増
ゲーミング & システム事業	563名	129名減
スポーツ事業	1,094名	43名減
全社(共通)	349名	67名減
合計	4,982名	75名減

(注) 1. 従業員は、連結ベースの就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
115名	59名増

(注) 従業員は、当社の就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	200百万円	100.0	モバイルゲーム、カードゲーム、家庭用ゲーム等の企画、制作、製造及び販売
株式会社コナミアミューズメント	100百万円	100.0	アミューズメントマシンの制作、製造及び販売
コナミスポーツ株式会社	100百万円	100.0	フィットネス、スイミング・体操・ダンス・サッカー・テニス・ゴルフなどのスクール運営、及びスポーツ関連商品の開発・製造・販売
株式会社インターネットレポリューション	100百万円	(70.0) 70.0	ネットワークインフラ構築・運営
Konami Corporation of America	35,500千米ドル	100.0	米州における持株会社
Konami Digital Entertainment, Inc.	21,500千米ドル	(100.0) 100.0	米州におけるデジタルエンタテインメント事業及びアミューズメント事業
Konami Cross Media NY, Inc.	10米ドル	(100.0) 100.0	米州等におけるエンタテインメントコンテンツの企画、制作、配給及びライセンス管理
Konami Gaming, Inc.	25,000千米ドル	(100.0) 100.0	米州等におけるゲーミング機器の制作、製造、販売及びサービス
Konami Digital Entertainment B.V.	9,019千ユーロ	100.0	欧州におけるデジタルエンタテインメント事業及びアミューズメント事業
Konami Digital Entertainment Limited	19,500千香港ドル	100.0	アジアにおけるデジタルエンタテインメント事業
Konami Australia Pty Ltd	30,000千豪ドル	100.0	豪州等におけるゲーミング機器の制作、製造、販売及びサービス

(注) 1. 出資比率欄上段の()内表示は、間接所有比率で下段の内数となっております。

2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は24社、持分法適用会社は1社であります。

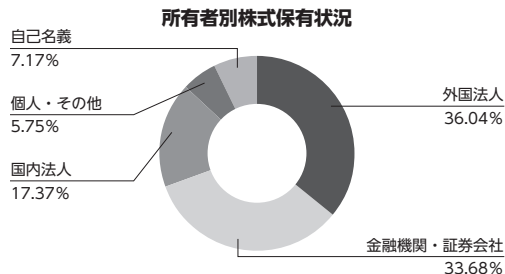
(9) 企業集団の主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3,321百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,214百万円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 143,500,000株
- ③ 株主数 25,628名



④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,615	18.48
一般財団法人上月財団	17,100	12.84
KOZUKI HOLDING B. V.	15,700	11.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,706	8.79
コウツキキャピタル株式会社	7,048	5.29
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	3,539	2.66
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2,622	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,562	1.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,449	1.09
J P MORGAN CHASE BANK 380815	1,394	1.05

（注）持株比率は、自己株式（10,286千株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

2015年12月3日開催の取締役会決議に基づき発行された「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

発行日	2015年12月22日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式（単元株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の数	行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込みは要しない。
転換価額	4,349.5円。ただし、一定の条件のもと調整される。（注）
新株予約権の行使期間	2016年1月5日から2022年12月8日まで（行使請求受付場所現地時間）

（注）2021年5月20日開催の取締役会において、当連結会計年度の年間配当が1株につき73円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を4,316.7円に調整いたしました。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代 表 取 締 役 会 長	上 月 景 正	一般財団法人上月財団理事長
代 表 取 締 役 社 長	東 尾 公 彦	株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役 会長 Konami Corporation of America取締役会長 Konami Gaming, Inc. 取締役会長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
取 締 役	早 川 英 樹	株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役 社長
取 締 役	沖 田 勝 典	株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長
取 締 役	松 浦 芳 弘	秘書室長
取 締 役	弦 間 明	株式会社資生堂特別顧問 株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役（監査等 委員）
取 締 役	山 口 香	筑波大学体育系教授 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 日本BS放送株式会社社外取締役
取 締 役	久 保 公 人	学校法人尚美学園理事長 兼 尚美学園大学学長
常 勤 監 査 役	古 川 真 一	
常 勤 監 査 役	丸 岡 稔	
監 査 役	矢 代 隆 義	
監 査 役	川 北 力	
監 査 役	島 田 秀 男	山崎製パン株式会社社外取締役 三井住友カード株式会社特別顧問

- (注) 1. 取締役のうち弦間明、山口香及び久保公人の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役丸岡稔、矢代隆義、川北力及び島田秀男の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役丸岡稔氏は、グローバル企業での財務経理部門の責任者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役川北力氏は、財務省の重要な職務及び国税庁長官を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役弦間明、山口香、久保公人、監査役丸岡稔、矢代隆義、川北力、島田秀男の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 常勤監査役古川真一氏は、2020年8月1日付で、株式会社コナミデジタルエンタテインメント及びコナミビジネスエクスパート株式会社の監査役を退任し、2020年9月1日付で、株式会社コナミアミューズメントの監査役を退任いたしました。
7. 常勤監査役丸岡稔氏は、2020年8月1日付で、コナミスポーツ株式会社の監査役を退任いたしました。
8. 当社と各社外取締役及び各社外監査役の各重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことになる損害賠償金または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは免責事由とすることにより、役員等の職務の執行に適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社グループの役員及び執行役員等の主要な業務執行者です。

当該保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。

契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（社外取締役を除く）個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。その決定方法は、取締役会は報酬委員会に委任し、個別の報酬額については、報酬委員会において、世間水準との比較・報酬体系等の検討を行った上で額を決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても、報酬委員会の構成員が取締役全員の職務執行を把握しているため、取締役会から報酬委員会（代表取締役 上月景正、代表取締役 東尾公彦及び取締役 松浦芳弘の3名で構成されています。）に委任し、報酬委員会において個別の取締役の報酬額を決定しております。取締役会は、報酬委員会の開催状況等決定過程に照らし、当該事業年度に係る報酬は当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等の金額は、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、限度額の範囲内で個別の報酬等の金額を決定しております。

個別の報酬等の金額は、業績動向等を勘案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。

なお、当社の取締役が当事業年度に受ける報酬等は固定報酬のみであります。

- b. 業績連動報酬等に関する方針
当社は業績連動報酬を導入していません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針
当社は非金銭報酬を導入していません。
- d. 報酬等の割合に関する方針
当社の取締役が当事業年度に受ける報酬等は固定報酬のみであります。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
決定された報酬等の額を十二等分し、在任中毎月の支払いとするものであります。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
特段ございません。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
特段ございません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役除く)	249	249	—	—	7
監 査 役 (社外監査役除く)	15	15	—	—	1
社 外 役 員	87	87	—	—	7

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1999年6月25日開催の第27回定時株主総会において年額8億7,500万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1999年6月25日開催の第27回定時株主総会において年額9,850万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は4名)です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

役員退職慰労金は、取締役においては2000年6月23日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、監査役においては2003年6月19日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、それぞれ廃止しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	弦 間 明	当事業年度開催の取締役会5回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と実績に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山 口 香	当事業年度開催の取締役会5回の全てに出席し、教育及びスポーツ分野における豊富な実績と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	久 保 公 人	当事業年度開催の取締役会5回の全てに出席し、教育・文化及びスポーツ分野における豊富な経験と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	丸 岡 稔	当事業年度開催の取締役会5回及び監査役会8回の全てに出席し、グローバル企業での豊富な経験と実績に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	矢 代 隆 義	当事業年度開催の取締役会5回及び監査役会8回の全てに出席し、行政機関における豊富な実績と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	川 北 力	当事業年度開催の取締役会5回及び監査役会8回の全てに出席し、金融・税務等に関する豊富な実績と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	島 田 秀 男	当事業年度開催の取締役会5回及び監査役会8回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な実績と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 113百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 142百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続き・体制等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社が会計監査人に対して対価を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成費用であります。

4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

① 当社及びその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社では、高い倫理性に基づいた企業活動の実現のため「コナミグループ企業行動規範」を制定し、その具体的な指針として「コナミグループ役職員活動指針」を定め、「コナミグループコンプライアンス規程」を整備することで、法令順守の重要性を掲げるとともに、それらの内容を当社グループ役職員に周知します。

(ii) 当社グループ役職員の法令順守の実効性を高めるための組織として、当社にコナミグループコンプライアンス委員会を設置します。

(iii) 違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図ります。

(iv) 当社グループ役職員に対して、反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては警察等とも連携のうえ、毅然とした態度で臨むことを徹底します。

② 当社グループにおける職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 当社取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に関する規則・規程類を整備し、重要文書の特定や保管形態を明確化して、適切に保存・管理します。

(ii) 当社子会社の職務執行に係る情報については、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社から重要な経営情報その他必要な情報を当社に報告することを定めます。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社グループ全体に係るリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的に「コナミグループリスクマネジメント規程」等を整備します。
 - (ii) 当社及び主要な子会社に、リスクを一元的に把握し適切に対処するための組織としてリスクマネジメント委員会等を設置します。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、当社においては職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 持株会社である当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じて、グループ全体の業務運営を管理します。
 - (ii) 内部統制システムの整備、リスク管理、コンプライアンス等においてはグループ全体で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。
 - (iii) 当社監査役は、定期的に各子会社の監査役と「グループ監査役会」を開催し、適宜必要な連携を行うことで、グループ監査体制を構築します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が補助使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等、補助業務に十分な専門性を有する者を配置します。
- ⑦ 補助使用人の当社取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役は、配置すべき補助使用人の選任、考課等に関して意見を述べるができるものとします。
 - (ii) 配置された補助使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮は受けないものとします。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- (i) 当社グループ役職員が当社監査役に報告すべき事項を定める基準を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、内部通報制度等により監査役に報告することとします。
 - (ii) 当社グループ役職員からの内部通報については、法令または社内規則等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。
- ⑨ 監査役職務の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (i) 監査役職務の職務執行に関して毎年、一定額の予算を設けます。
 - (ii) 監査役がその職務執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役職務の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見やアドバイスを依頼することができるものとします。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- (i) 当社グループの企業理念のほか、「コナミグループ企業行動規範」、「コナミグループ役職員活動指針」等、役職員のための重要な規範や指針を社内ネットワーク上に掲載し、当社グループ全ての役職員が常時、閲覧できる状態としております。
- (ii) 当社グループ役職員の法令順守を徹底し、実効性を高めることを目的にコナミグループコンプライアンス委員会を定期的開催するとともに、「コナミグループコンプライアンス規程」を定め、eラーニングによるコンプライアンス研修を実施しております。
- (iii) 経営陣から独立した社外通報窓口を含む内部通報制度を整備し、定期的に役職員に周知しております。当事業年度におきまして、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

② リスク管理に関する取組み

- (i) 当社に設置したリスクマネジメント委員会において当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、主要なグループ会社にリスクマネジメント委員会を設置して、あらゆるリスク案件に対して迅速な対応を図る体制を整備しております。
- (ii) 大規模な事故や災害等が発生したときは、当社代表取締役社長の決定により緊急事態対策本部を設置することができるものとしており、前事業年度に続き新型コロナウイルス感染症への対応として「コナミグループ新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を行っております。

③ 当社グループの内部統制に関する取組み

- (i) 当社グループにおける重要な意思決定は、職務権限に関する規程に従い、原則として電子的な決裁手続きにより行われており、迅速かつ効率的な統制を行っております。
- (ii) 当社は持株会社として、グループ各社の役員体制や重要事項等、株主総会で決議すべき事項の決定において、適切な議決権の行使を行うことで、グループ全体の調和の取れた業務運営を行っております。
- (iii) 当社の内部統制室は、グループ全体の主要な業務プロセスにおける内部統制の有効性の評価を実施するとともに、会計監査人及び監査役と定期的に意見交換を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当と企業価値の向上が株主の皆様への重要な利益還元と考えております。配当につきましては、連結配当性向30%以上を目処として、さらなる配当水準の向上に努めてまいります。また、内部留保につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るために、将来性の高い分野に対する投資に活用していく考えでおります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき50.50円とすることといたしました。年間配当金では、中間配当金（1株当たり22.50円）と合わせ、1株当たり73円となります。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	266,681	流 動 負 債	79,860
現金及び現金同等物	202,430	社債及び借入金	5,535
営業債権及びその他の債権	31,874	その他の金融負債	12,570
棚卸資産	10,391	営業債務及びその他の債務	32,827
未収法人所得税	12,470	未払法人所得税	3,027
その他の流動資産	9,516	その他の流動負債	25,901
非 流 動 資 産	222,325	非 流 動 負 債	109,604
有形固定資産	106,025	社債及び借入金	69,640
のれん及び無形資産	36,813	その他の金融負債	26,227
投資不動産	32,433	引当金	10,694
持分法で会計処理されている投資	3,128	繰延税金負債	1,332
その他の投資	1,590	その他の非流動負債	1,711
その他の金融資産	15,491	負 債 合 計	189,464
繰延税金資産	25,051	(資 本 の 部)	
その他の非流動資産	1,794	親会社の所有者に帰属する持分合計	298,727
		資 本 金	47,399
		資 本 剰 余 金	74,399
		自 己 株 式	△27,843
		その他の資本の構成要素	2,173
		利 益 剰 余 金	202,599
		非 支 配 持 分	815
		資 本 合 計	299,542
資 産 合 計	489,006	負 債 及 び 資 本 合 計	489,006

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高及び営業収入	272,656
売上原価	△159,215
売上総利益	113,441
販売費及び一般管理費	△49,277
その他の収益及びその他の費用	△27,614
営業利益	36,550
金融収益	78
金融費用	△1,104
持分法による投資利益	57
税引前利益	35,581
法人所得税	△3,307
当期利益	32,274
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	32,261
非支配持分	13

連結持分変動計算書

（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資 剩 余 本 金	自己株式	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合 計		
2020年4月1日残高	47,399	74,399	△27,836	△89	174,268	268,141	802	268,943
当期利益					32,261	32,261	13	32,274
その他の包括利益				2,262		2,262		2,262
当期包括利益合計	-	-	-	2,262	32,261	34,523	13	34,536
自己株式の取得			△7			△7		△7
自己株式の処分		0	0			0		0
配当金					△3,930	△3,930		△3,930
所有者との取引額合計	-	0	△7	-	△3,930	△3,937	-	△3,937
2021年3月31日残高	47,399	74,399	△27,843	2,173	202,599	298,727	815	299,542

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(329,278)	(負 債 の 部)	(80,550)
流 動 資 産	160,865	流 動 負 債	9,488
現 金 及 び 預 金	139,355	未 払 金	3,789
営 業 未 収 入 金	822	未 払 費 用	183
前 払 費 用	103	未 払 法 人 税 等	41
短 期 貸 付 金	9,386	預 り 金	5,321
未 収 還 付 法 人 税 等	10,891	賞 与 引 当 金	98
そ の 他	306	そ の 他	55
固 定 資 産	168,412	固 定 負 債	71,061
有 形 固 定 資 産	26	社 債	60,000
工 具 器 具 備 品	26	新 株 予 約 権 付 社 債	10,012
無 形 固 定 資 産	36	そ の 他	1,049
ソ フ ト ウ ェ ア	35	(純 資 産 の 部)	(248,728)
商 標 権	0	株 主 資 本	248,607
そ の 他	0	資 本 金	47,398
投 資 そ の 他 の 資 産	168,350	資 本 剰 余 金	40,118
投 資 有 価 証 券	983	資 本 準 備 金	36,893
関 係 会 社 株 式	96,611	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,225
長 期 貸 付 金	70,519	利 益 剰 余 金	188,533
長 期 前 払 費 用	6	利 益 準 備 金	283
繰 延 税 金 資 産	167	そ の 他 利 益 剰 余 金	188,249
そ の 他	61	別 途 積 立 金	80,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	108,249
		自 己 株 式	△27,442
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	120
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	120
合 計	329,278	合 計	329,278

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料 収 入	2,916	
受 取 配 当 金 収 入	49,578	52,495
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,633
営 業 利 益		49,862
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	743	
為 替 差 益	71	
そ の 他	21	836
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
社 債 利 息	152	
社 債 発 行 費	299	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	9	
そ の 他	53	545
経 常 利 益		50,153
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	48,424	48,424
税 引 前 当 期 純 利 益		1,729
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△12,065	
法 人 税 等 調 整 額	△114	△12,179
当 期 純 利 益		13,909

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計			
					別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計			
2020年4月1日期首残高	47,398	36,893	3,225	40,118	283	80,000	98,269	178,553	△27,435	238,636
当期変動額										
剰余金の配当							△3,929	△3,929		△3,929
当期純利益							13,909	13,909		13,909
自己株式の取得									△7	△7
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	9,979	9,979	△7	9,971
2021年3月31日期末残高	47,398	36,893	3,225	40,118	283	80,000	108,249	188,533	△27,442	248,607

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日期首残高	122	122	238,758
当期変動額			
剰余金の配当			△3,929
当期純利益			13,909
自己株式の取得			△7
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	9,970
2021年3月31日期末残高	120	120	248,728

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

コナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 濱	滋 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 所	健 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千代田 義 央	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コナミホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、コナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

コナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 濱	滋 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 所	健 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千代田 義 央	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コナミホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

コナミホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 古川 真 一 印

常勤監査役 丸岡 稔 印

監査役 矢代 隆 義 印

監査役 川北 力 印

監査役 島田 秀 男 印

(注) 常勤監査役丸岡稔、監査役矢代隆義、監査役川北力及び監査役島田秀男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。